

矢部貞治の衆民政論と国体論
——講義案の改訂をめぐって——

大谷 伸治

本稿は、政治学者の矢部貞治が、1938年に右翼学生小田村寅二郎からの攻撃によって行った講義案の改訂を分析し、矢部の衆民政論が国体論との関係で、いかに発展したのかを論じるものである。

第一章では、矢部が小田村事件以前に手書きで修正していた講義案を検討した。この修正では、誤解されやすい字句の修正よりも、国体論を加筆することが主たるねらいだった。この加筆された国体論は、主権的独裁に関する箇所を除けば、1934年に説いた国体論をより具体化し、衆民政論の中に改めて位置づけたものだった。

にもかかわらず、矢部は小田村からの追及に応じて、再度の改訂をした。第二章では、この改訂で大幅に変わった衆民政に関する章を検討した。この改訂では、小田村の要求に応じて、日本のことには触れられていないが、矢部衆民政論の特徴の一つである「衆民政＝制度機構」であることを強調し、国体と相容れるものであることをより正確に伝えるための修正が施された。

しかし、もっとも大きな変更点は、ナチス法学者オットー・ケルロイターの法治主義に学び、国体を実定憲法秩序に優先する根本規範と位置づけたことであった。これによって、新体制が目指す執行権の集中強化を実現するために不可欠な解釈改憲の法的正当性を説明することが可能となった。これが、小田村の追及を契機とした矢部政治学の発展である。

しかし、国体は「無」だと考える矢部は、その具体的内容の考察を棚上げにした。したがって、国体は根本規範であるにもかかわらず、憲法解釈の準拠点として、実際には何ら機能しないことを意味した。それゆえに、憲法解釈は結局のところ法外な政治的実力の強弱で決まるといって、本末転倒な結論に矢部は達してしまった。そしてそれは、図らずも事実上の国体変革へと反転する危険性を孕んでしまったのである。